

令和 8 年

浦安市議会第 1 回定例會議案書

目 次

令和8年浦安市議会第1回定例会議案一覧表	·····	7
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浦安市一般会計補正予算（第7号））	·····	11
議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浦安市一般会計補正予算（第8号））	·····	21
議案第3号 令和7年度浦安市一般会計補正予算（第9号）	·····	29
議案第4号 令和7年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	·····	43
議案第5号 令和7年度浦安市墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）	·····	47
議案第6号 令和7年度浦安市介護保険特別会計補正予算（第3号）	·····	53
議案第7号 令和7年度浦安市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	·····	59
議案第8号 令和7年度浦安市下水道事業会計補正予算（第3号）	·····	63
議案第9号 令和8年度浦安市一般会計予算	·····	67
議案第10号 令和8年度浦安市国民健康保険特別会計予算	·····	81
議案第11号 令和8年度浦安市墓地公園事業特別会計予算	·····	87
議案第12号 令和8年度浦安市介護保険特別会計予算	·····	93
議案第13号 令和8年度浦安市後期高齢者医療特別会計予算	·····	101
議案第14号 令和8年度浦安市下水道事業会計予算	·····	107
議案第15号 浦安市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	·····	111

目 次

議案第16号	浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例の制定について	127
議案第17号	浦安市一般廃棄物処理施設整備基金条例の制定について	131
議案第18号	浦安市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	135
議案第19号	浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	139
議案第20号	浦安市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	143
議案第21号	浦安市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	147
議案第22号	浦安市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	151
議案第23号	浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	155
議案第24号	浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	159
議案第25号	浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	163
議案第26号	浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	167
議案第27号	浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	171
議案第28号	浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	175
議案第29号	浦安市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	179
議案第30号	契約の締結について（今川地区保育園建築工事）	183
議案第31号	契約の締結について（今川地区保育園機械設備工事）	185

目 次

議 案 第32号 契約の締結について（シンボルロード外街路灯更新工事（第3工区））	187
議 案 第33号 契約の締結について（東小学校・舞浜小学校普通教室等空調設備改修工事）	189
議 案 第34号 市道路線の認定について	191

令和 8 年浦安市議会第 1 回定例会議案一覧表

(2月12日)

議案番号	件名
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浦安市一般会計補正予算（第7号））
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浦安市一般会計補正予算（第8号））
議案第3号	令和7年度浦安市一般会計補正予算（第9号）
議案第4号	令和7年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第5号	令和7年度浦安市墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）
議案第6号	令和7年度浦安市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第7号	令和7年度浦安市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第8号	令和7年度浦安市下水道事業会計補正予算（第3号）
議案第9号	令和8年度浦安市一般会計予算
議案第10号	令和8年度浦安市国民健康保険特別会計予算

議案番号	件名
議案第11号	令和8年度浦安市墓地公園事業特別会計予算
議案第12号	令和8年度浦安市介護保険特別会計予算
議案第13号	令和8年度浦安市後期高齢者医療特別会計予算
議案第14号	令和8年度浦安市下水道事業会計予算
議案第15号	浦安市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第16号	浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第17号	浦安市一般廃棄物処理施設整備基金条例の制定について
議案第18号	浦安市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	浦安市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	浦安市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案番号	件名
議案第22号	浦安市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号	浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号	浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号	浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号	浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第28号	浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第29号	浦安市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第30号	契約の締結について（今川地区保育園建築工事）
議案第31号	契約の締結について（今川地区保育園機械設備工事）
議案第32号	契約の締結について（シンボルロード外街路灯更新工事（第3工区））

議案番号	件名
議案第33号	契約の締結について（東小学校・舞浜小学校普通教室等空調設備改修工事）
議案第34号	市道路線の認定について

議案第1号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業等を早急に実施するため、一般会計歳入歳出予算の補正について専決処分したので報告し、承認を求めるものである。

専決処分書

令和 7 年度浦安市一般会計補正予算（第 7 号）を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 6 日

浦安市長 内 田 悅 嗣

令和7年度浦安市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度浦安市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,478,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を88,797,330千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
50 国庫支出金		13,585,150	1,227,350	14,812,500
	10 国庫補助金	3,754,996	1,227,350	4,982,346
70 繰入金		105,070	250,650	355,720
	5 基金繰入金	45,260	250,650	295,910
補正されなかつた款項に係る額		73,629,110	-	73,629,110
歳 入	合 計	87,319,330	1,478,000	88,797,330

歳 出

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		34,678,940	517,600	35,196,540
	5 社会福祉費	13,846,580	5,200	13,851,780
	10 児童福祉費	17,510,138	512,400	18,022,538
30 商工費		2,030,530	960,400	2,990,930
	5 商工費	2,030,530	960,400	2,990,930
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		50,609,860	-	50,609,860
歳 出	合 計	87,319,330	1,478,000	88,797,330

第2表 繰越明許費補正

追加 (単位 千円)

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業 (こども課)	512, 400
30 商工費	5 商工費	物価高騰対策商品券事業 (商工観光 課)	960, 400

議案第2号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

衆議院議員総選挙を執行するため、一般会計歳入歳出予算の補正について専決処分したので報告し、承認を求めるものである。

専決処分書

令和 7 年度浦安市一般会計補正予算（第 8 号）を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 20 日

浦安市長 内田 悅嗣

令和7年度浦安市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度浦安市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を88,891,330千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
55 県支出金		4,695,140	94,000	4,789,140
	15 委託金	594,799	94,000	688,799
補正されなかった款項に係る額		84,102,190	-	84,102,190
歳 入	合 計	88,797,330	94,000	88,891,330

歳 出

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		11,873,770	94,000	11,967,770
	20 選挙費	149,857	94,000	243,857
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		76,923,560	-	76,923,560
歳 出	合 計	88,797,330	94,000	88,891,330

議案第3号

令和7年度浦安市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度浦安市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,849,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を94,740,330千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市税		49,912,960	△182,000	49,730,960
	5 市民税	24,909,770	△165,000	24,744,770
	15 軽自動車税	102,010	2,000	104,010
	20 市たばこ税	948,000	8,000	956,000
	30 入湯税	90,000	△27,000	63,000
10 地方譲与税		284,590	△270	284,320
	15 森林環境譲与税	19,590	△270	19,320
15 利子割交付金		20,000	60,000	80,000
	5 利子割交付金	20,000	60,000	80,000
16 配当割交付金		280,000	70,000	350,000
	5 配当割交付金	280,000	70,000	350,000
17 株式等譲渡所得割交付金		226,000	74,000	300,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	226,000	74,000	300,000
18 法人事業税交付金		492,000	50,000	542,000
	5 法人事業税交付金	492,000	50,000	542,000
19 地方消費税交付金		4,420,000	430,000	4,850,000
	5 地方消費税交付金	4,420,000	430,000	4,850,000
29 地方特例交付金		118,070	4,330	122,400
	5 地方特例交付金	118,070	4,330	122,400

歳 入

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 使用料及び手数料		1,776,170	△38,390	1,737,780
	5 使用料	1,101,511	△12,390	1,089,121
	10 手数料	674,659	△26,000	648,659
50 国庫支出金		14,812,500	△12,740	14,799,760
	5 国庫負担金	9,786,553	△48,034	9,738,519
	10 国庫補助金	4,982,346	35,294	5,017,640
55 県支出金		4,789,140	△46,680	4,742,460
	5 県負担金	2,871,756	△21,606	2,850,150
	10 県補助金	1,228,585	△23,823	1,204,762
	15 委託金	688,799	△1,251	687,548
60 財産収入		401,790	10,250	412,040
	5 財産運用収入	401,038	8,800	409,838
	10 財産売払収入	752	1,450	2,202
65 寄附金		2,101,370	210	2,101,580
	5 寄附金	2,101,370	210	2,101,580
70 繰入金		355,720	5,282,250	5,637,970
	5 基金繰入金	295,910	5,282,250	5,578,160
80 諸収入		1,999,290	124,740	2,124,030
	10 市預金利子	4,689	6,959	11,648
	17 受託事業収入	106,939	△8,903	98,036
	25 雜入	1,227,122	126,684	1,353,806

歳 入

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
85 市債		5,103,800	23,300	5,127,100
	5 市債	5,103,800	23,300	5,127,100
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		1,797,930	-	1,797,930
歳 入 合 計		88,891,330	5,849,000	94,740,330

歳 出

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		365,420	△12,650	352,770
	5 議会費	365,420	△12,650	352,770
10 総務費		11,967,770	2,288,110	14,255,880
	5 総務管理費	9,857,642	2,339,725	12,197,367
	10 徴税費	950,771	△5,933	944,838
	15 戸籍住民基本台帳費	740,218	△41,577	698,641
	25 統計調査費	124,965	△3,715	121,250
	30 監査委員費	50,317	△390	49,927
15 民生費		35,196,540	313,110	35,509,650
	5 社会福祉費	13,851,780	134,794	13,986,574
	10 児童福祉費	18,022,538	138,029	18,160,567
	15 生活保護費	3,322,222	40,287	3,362,509
20 衛生費		9,567,970	3,869,360	13,437,330
	5 保健衛生費	3,448,049	△43,397	3,404,652
	10 清掃費	6,119,921	3,912,757	10,032,678
30 商工費		2,990,930	△24,030	2,966,900
	5 商工費	2,990,930	△24,030	2,966,900
35 土木費		7,213,670	△553,120	6,660,550
	5 土木管理費	443,860	△40	443,820
	10 道路橋りょう費	3,240,651	△92,112	3,148,539
	20 都市計画費	3,117,391	△455,346	2,662,045
	25 住宅費	181,230	△5,622	175,608

歳 出

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
40 消防費		2,513,890	△11,040	2,502,850
	5 消防費	2,513,890	△11,040	2,502,850
45 教育費		14,470,010	△20,740	14,449,270
	5 教育総務費	2,856,333	△100,466	2,755,867
	10 小学校費	3,522,889	△133,720	3,389,169
	15 中学校費	571,359	△2,218	569,141
	20 幼稚園費	1,515,580	△58,859	1,456,721
	25 社会教育費	2,160,820	361,247	2,522,067
	30 保健体育費	3,843,029	△86,724	3,756,305
補正されなかつた款項に係る額		4,605,130	-	4,605,130
歳 出	合 計	88,891,330	5,849,000	94,740,330

第2表 繼続費補正

変更			(単位 千円)					
款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
35 土木費	10 道路 橋 りよ う費	新浦安駅北口バスベイ整備事業 (道路整備課)	140,821	令和6年度	53,173	158,196	令和6年度	53,173
				令和7年度	87,648		令和7年度	87,648
				-	-		令和8年度	17,375
	舞浜駅南口歩道橋橋面改修事業 (道路整備課)	279,917	95,828 175,113 8,976 -	令和5年度	95,828	289,729	令和5年度	95,828
				令和6年度	175,113		令和6年度	175,113
				令和7年度	8,976		令和7年度	8,976
				-	-		令和8年度	9,812
	舞浜第一児童公園復旧改修事業 (道路整備課)	101,090	25,300 75,790	令和7年度	25,300	119,394	令和7年度	25,300
				令和8年度	75,790		令和8年度	94,094

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
35 土木 費	10 道路 橋 りよ う費	舞浜地区雨水貯留管整備事業（道路整備課）	2,056,000	令和2年度	-	2,467,000	令和2年度	-
				令和3年度	246,000		令和3年度	246,000
				令和4年度	306,000		令和4年度	306,000
				令和5年度	1,132,000		令和5年度	1,132,000
				令和6年度	152,000		令和6年度	152,000
				令和7年度	220,000		令和7年度	421,000
				-	-		令和8年度	210,000
45 教育 費	10 小学 校費	メディアセンター整備事業（2期）（教育施設課）	137,600	令和6年度	68,800	102,960	令和6年度	68,800
				令和7年度	68,800		令和7年度	34,160
		東小学校改修事業（教育施設課）	574,062	令和6年度	114,813	507,738	令和6年度	114,813
				令和7年度	459,249		令和7年度	392,925
		舞浜小学校改修事業（教育施設課）	775,940	令和6年度	130,624	750,937	令和6年度	130,624
				令和7年度	645,316		令和7年度	620,313

第3表 繰越明許費補正

追 加 (単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	5 総務管理費	自治会集会所等管理事業（地域振興課）	8, 000
10 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費（市民課）	5, 302
15 民生費	5 社会福祉費	老人クラブ会館等施設維持経費（高齢者福祉課）	3, 906
35 土木費	10 道路橋りょう費	地籍調査経費（地籍調査課）	40, 968
35 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持補修等事業（道路政策管理課）	13, 482
35 土木費	10 道路橋りょう費	橋りょう保全事業（道路整備課）	17, 083
35 土木費	10 道路橋りょう費	排水機場・ポンプ場更新事業（道路整備課）	86, 937
35 土木費	10 道路橋りょう費	各排水機場管理事業（道路整備課）	85, 303
35 土木費	15 河川費	境川かわまちづくり推進事業（道路整備課）	24, 486
35 土木費	15 河川費	猫実川遊水池周辺修景整備事業（道路整備課）	6, 501
35 土木費	15 河川費	港地区海岸護岸開放事業（道路整備課）	6, 171
35 土木費	20 都市計画費	都市交通事業（都市計画課）	14, 200
35 土木費	20 都市計画費	港地区海岸護岸開放事業（みどり公園課）	22, 140
45 教育費	5 教育総務費	（仮称）いちょう学級第3建設事業（指導課）	8, 288

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
舞浜地区海岸整備事業負担金（みどり公園課）	令和7年度～令和9年度	104,000千円

第5表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
文化会館照明設備更新事業（生涯学習課）	千円 92,500	普通貸借 又は 証券発行	年 4.0% 以内	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。	千円 91,900	普通貸借 又は 証券発行	年 4.0% 以内	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
ごみ処理施設延命化整備事業（クリーンセンター）	1,651,700				1,657,100			
道路照明施設更新事業（道路政策管理課）	105,900				96,900			
幹線道路液状化対策事業（道路整備課）	170,700				171,700			
無電柱化事業（道路整備課）	83,900				84,700			
橋りょう長寿命化修繕及び耐震補強事業（道路整備課）	91,700				61,300			
舞浜地区雨水貯留管整備事業（道路整備課）	99,000				189,400			
メディアセンター整備事業（教育施設課）	280,500				296,400			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
東小学校改修事業（教育施設課）	千円 306,400	普通貸借 又は 証券発行	年 4.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。	千円 265,200	普通貸借 又は 証券発行	年 4.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
舞浜小学校改修事業（教育施設課）	414,700				408,000			
中央武道館外壁改修事業（市民スポーツ課）	50,300				48,000			

議案第4号

令和7年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度浦安市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ469,870千円を減額し、歳入歳出予算の総額を12,058,750千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
25 県支出金		8,054,700	△447,870	7,606,830
	10 県負担金・補助金	8,054,700	△447,870	7,606,830
40 繰入金		1,309,470	△22,000	1,287,470
	5 一般会計繰入金	1,309,470	△22,000	1,287,470
補正されなかつた款項に係る額		3,164,450	-	3,164,450
歳 入	合 計	12,528,620	△469,870	12,058,750

歳 出

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		289, 590	△2, 860	286, 730
	5 総務管理費	203, 823	△2, 860	200, 963
10 保険給付費		7, 952, 550	△450, 950	7, 501, 600
	5 療養諸費	6, 863, 977	△350, 950	6, 513, 027
	10 高額療養費	1, 051, 300	△100, 000	951, 300
26 保健事業費		156, 880	△16, 060	140, 820
	6 保健事業費	22, 165	△750	21, 415
	10 特定健康診査等事業費	134, 715	△15, 310	119, 405
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		4, 129, 600	-	4, 129, 600
歳 出	合 計	12, 528, 620	△469, 870	12, 058, 750

議案第5号

令和7年度墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度浦安市の墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を516,700千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		338,400	△77,500	260,900
	10 墓地公園事業基金繰入金	242,015	△77,500	164,515
補正されなかつた款項に係る額		255,800	-	255,800
歳 入	合 計	594,200	△77,500	516,700

歳 出

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 墓地公園事業費		417,100	△77,500	339,600
	5 墓地公園事業費	417,100	△77,500	339,600
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		177,100	-	177,100
歳 出 合 計		594,200	△77,500	516,700

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 墓地公園事業費	5 墓地公園事業費	墓地公園整備事業（環境衛生課）	250, 134

議案第6号

令和7年度浦安市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度浦安市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134,780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,792,710千円とする。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,760千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,282,120千円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正

歳 入

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 介護保険料		2,124,760	90,000	2,214,760
	5 介護保険料	2,124,760	90,000	2,214,760
15 国庫支出金		1,551,650	△940	1,550,710
	10 国庫補助金	109,860	△940	108,920
20 県支出金		1,185,630	△21,590	1,164,040
	5 県負担金	1,134,810	△21,510	1,113,300
	15 県補助金	50,820	△80	50,740
25 支払基金交付金		2,213,210	△150	2,213,060
	5 支払基金交付金	2,213,210	△150	2,213,060
30 繰入金		1,514,150	66,270	1,580,420
	5 一般会計繰入金	1,383,120	3,500	1,386,620
	10 基金繰入金	131,030	62,770	193,800
45 諸収入		3,770	1,190	4,960
	10 市預金利子	10	1,190	1,200
補正されなかつた款項に係る額		64,760	-	64,760
歳 入	合 計	8,657,930	134,780	8,792,710

歳 出

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		278,300	△3,070	275,230
	15 介護認定審査会費	16,950	△450	16,500
	20 介護認定調査費	81,839	△2,512	79,327
	30 介護保険運営協議会 費	689	△108	581
10 保険給付費		7,857,340	69,380	7,926,720
	5 介護サービス等諸費	7,857,340	69,380	7,926,720
20 地域支援事業費		391,530	△1,440	390,090
	7 介護予防・生活支援 サービス事業費	337,140	△460	336,680
	8 一般介護予防事業費	18,250	△90	18,160
	10 包括的支援事業・任 意事業費	36,140	△890	35,250
25 基金積立金		56,090	69,910	126,000
	5 基金積立金	56,090	69,910	126,000
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		74,670	-	74,670
歳 出	合 計	8,657,930	134,780	8,792,710

第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正
歳 入

(△印は 減)
(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		393,940	△1,760	392,180
	5 一般会計繰入金	393,940	△1,760	392,180
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		889,940	-	889,940
歳 入	合 計	1,283,880	△1,760	1,282,120

歳 出

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 事業費		1,170,670	△1,760	1,168,910
	15 居宅介護支援事業費	10,965	△1,760	9,205
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		113,210	-	113,210
歳 出	合 計	1,283,880	△1,760	1,282,120

議案第7号

令和7年度浦安市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和7年度浦安市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180, 240千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2, 595, 060千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 後期高齢者医療保険 料		2,096,420	186,170	2,282,590
	5 後期高齢者医療保険 料	2,096,420	186,170	2,282,590
15 繰入金		290,740	△5,930	284,810
	5 一般会計繰入金	290,740	△5,930	284,810
補正されなかつた款項に係る額		27,660	-	27,660
歳 入	合 計	2,414,820	180,240	2,595,060

歳 出

(△印は 減)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 後期高齢者医療広域 連合納付金		2,321,470	180,240	2,501,710
	5 後期高齢者医療広域 連合納付金	2,321,470	180,240	2,501,710
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		93,350	-	93,350
歳 出	合 計	2,414,820	180,240	2,595,060

議案第8号

令和7年度浦安市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度浦安市の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度浦安市下水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
--	---------	---------	-----

（3） 主要な建設改良事業

下水道ストック

マネジメント推進事業	72,706千円	0千円	72,706千円
下水道総合地震対策事業	622,688千円	△27,000千円	595,688千円
舞浜ポンプ場整備事業	105,534千円	0千円	105,534千円
高洲ポンプ場改修事業	30,668千円	△10,809千円	19,859千円
下水道整備事業	6,948千円	△ 2,277千円	4,671千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
--	---------	---------	-----

収	入	
---	---	--

第1款 下水道事業収益

4,533,070千円	△289,370千円	4,243,700千円
-------------	------------	-------------

第1項 営業収益

3,004,709千円	△148,995千円	2,855,714千円
-------------	------------	-------------

第2項 営業外収益

1,375,281千円	△140,375千円	1,234,906千円
-------------	------------	-------------

支	出	
---	---	--

第1款 下水道事業費用

4,436,360千円 1,027,380千円 5,463,740千円

第1項 営業費用

4,304,678千円 △202,534千円 4,102,144千円

第2項 営業外費用

121,482千円 9,843千円 131,325千円

第3項 特別損失

200千円 1,220,071千円 1,220,271千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「616,000千円」を「418,560千円」に、「87,933千円」を「91,224千円」に、「67,811千円」を「100,881千円」に、「460,256千円」を「226,455千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入

1,321,000千円 42,190千円 1,363,190千円

第1項 企業債

757,500千円 151,700千円 909,200千円

第2項 他会計出資金

233,640千円 △233,640千円 0千円

第5項 国庫補助金

329,860千円 △252,620千円 77,240千円

第7項 固定資産売却代金

0千円 376,750千円 376,750千円

支 出

第1款 資本的支出

1,937,000千円 △155,250千円 1,781,750千円

第1項 建設改良費

1,329,016千円 △155,250千円 1,173,766千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債を次のとおり補正する。

起債の目的	既決限度額	補正限度額	計
流域下水道事業債	370,500千円	△55,700千円	314,800千円
管路改良事業債	367,800千円	207,400千円	575,200千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「200,300千円」を「14,500千円」に改める。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

議案第9号

令和8年度浦安市一般会計予算

令和8年度浦安市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87,200,000千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定により継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 2 月 12 日提出

浦安市長 内田 悅嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
5 市税		48,086,400
	5 市民税	25,582,120
	10 固定資産税	21,341,240
	15 軽自動車税	107,040
	20 市たばこ税	960,000
	30 入湯税	96,000
10 地方譲与税		285,490
	3 地方揮発油譲与税	65,000
	5 自動車重量譲与税	200,000
	15 森林環境譲与税	20,490
15 利子割交付金		40,000
	5 利子割交付金	40,000
16 配当割交付金		300,000
	5 配当割交付金	300,000
17 株式等譲渡所得割交付金		300,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	300,000
18 法人事業税交付金		500,000
	5 法人事業税交付金	500,000
19 地方消費税交付金		5,000,000
	5 地方消費税交付金	5,000,000
27 環境性能割交付金		50,000
	5 環境性能割交付金	50,000

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
29 地方特例交付金		122,400
	5 地方特例交付金	122,400
30 地方交付税		22,290
	5 地方交付税	22,290
35 交通安全対策特別交付金		12,690
	5 交通安全対策特別交付金	12,690
40 分担金及び負担金		18,590
	5 負担金	18,590
45 使用料及び手数料		1,557,760
	5 使用料	894,272
	10 手数料	663,488
50 国庫支出金		12,682,840
	5 国庫負担金	10,453,609
	10 国庫補助金	2,182,576
	15 委託金	46,655
55 県支出金		5,296,660
	5 県負担金	3,121,872
	10 県補助金	1,710,842
	15 委託金	463,946
60 財産収入		726,740
	5 財産運用収入	535,547
	10 財産売払収入	191,193

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
65 寄附金		2,101,370
	5 寄附金	2,101,370
70 繰入金		1,800,790
	5 基金繰入金	1,758,540
	10 特別会計繰入金	42,250
75 繰越金		600,000
	5 繰越金	600,000
80 諸収入		1,627,780
	5 延滞金・加算金及び過料	100,201
	10 市預金利子	11,221
	15 貸付金元利収入	558,742
	17 受託事業収入	106,966
	25 雜入	850,650
85 市債		6,068,200
	5 市債	6,068,200
歳 入 合 計		87,200,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
5 議会費		343, 760
	5 議会費	343, 760
10 総務費		10, 165, 490
	5 総務管理費	8, 362, 724
	10 徴稅費	858, 487
	15 戸籍住民基本台帳費	769, 406
	20 選挙費	97, 000
	25 統計調査費	20, 576
	30 監査委員費	57, 297
15 民生費		37, 103, 520
	5 社会福祉費	14, 507, 724
	10 児童福祉費	19, 316, 635
	15 生活保護費	3, 279, 161
20 衛生費		6, 654, 600
	5 保健衛生費	3, 337, 814
	10 清掃費	3, 316, 786
25 農林水産業費		7, 260
	10 水産業費	7, 260
30 商工費		2, 016, 700
	5 商工費	2, 016, 700
35 土木費		8, 032, 990
	5 土木管理費	547, 933

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
	10 道路橋りょう費	3,743,735
	15 河川費	250,008
	20 都市計画費	3,288,934
	25 住宅費	202,380
40 消防費		3,465,930
	5 消防費	3,465,930
45 教育費		14,506,290
	5 教育総務費	2,990,946
	10 小学校費	2,286,803
	15 中学校費	755,711
	20 幼稚園費	1,454,939
	25 社会教育費	3,029,585
	30 保健体育費	3,988,306
50 公債費		4,803,460
	5 公債費	4,803,460
55 予備費		100,000
	5 予備費	100,000
歳 出	合 計	87,200,000

第2表 繼続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
15 民生費	10 児童福祉費	(仮称) 子ども・子育て支援複合施設整備事業 (こども課)	166,725	令和8年度	10,482
				令和9年度	69,602
				令和10年度	86,641
35 土木費	10 道路橋りょう費	道路照明施設更新事業 (2期) (道路政策管理課)	293,909	令和8年度	121,468
				令和9年度	172,441
45 教育費	25 社会教育費	(仮称) 子ども・子育て支援複合施設整備事業 (生涯学習課)	3,320,871	令和8年度	210,629
				令和9年度	1,385,564
				令和10年度	1,724,678
		当代島公民館改修事業 (当代島公民館)	1,884,652	令和8年度	199,032
				令和9年度	1,685,620

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市史編さん業務（法務文書課）	令和8年度～令和10年度	49,050千円
（仮称）日の出地区防災スポーツ施設等整備事業（官民連携推進課）	令和8年度～令和12年度	3,393,809千円
平和学習青少年派遣事業経費（地域振興課）	令和8年度～令和9年度	2,991千円
統合型地理情報システム更新事業（情報政策課）	令和8年度～令和14年度	54,396千円
音楽ホール指定管理料（生涯学習課）	令和8年度～令和13年度	754,008千円に物価変動等による増減額を加算した額の範囲内
税業務包括委託経費（市民税課）	令和8年度～令和11年度	198,000千円
選挙事務一部業務委託（県議会議員選挙）（選挙管理委員会事務局）	令和8年度～令和9年度	10,535千円
ポスター掲示場設置撤去業務委託（県議会議員選挙）（選挙管理委員会事務局）	令和8年度～令和9年度	4,667千円
選挙事務一部業務委託（市議会議員選挙）（選挙管理委員会事務局）	令和8年度～令和9年度	9,890千円
ポスター掲示場設置撤去業務委託（市議会議員選挙）（選挙管理委員会事務局）	令和8年度～令和9年度	15,460千円
投票所入場整理券作成業務委託（市議会議員選挙）（選挙管理委員会事務局）	令和8年度～令和9年度	3,679千円
障がい福祉システム標準化対応（障がい福祉課）	令和8年度～令和9年度	19,800千円
基幹相談支援センター運営費（障がい事業課）	令和8年度～令和13年度	283,976千円
青少年発達サポートセンター運営業務委託（障がい事業課）	令和8年度～令和13年度	332,050千円

事 項	期 間	限 度 額
生活介護事業所施設整備費補助金 (障がい事業課)	令和8年度～令和9年度	9, 260千円
障がい者就労支援センター運営業務 委託 (障がい事業課)	令和8年度～令和13年度	269, 635千円
認知症対応型共同生活介護事業所整 備事業費補助金 (介護保険課)	令和8年度～令和9年度	133, 470千円
富岡地域包括支援センター運営費 (中央地域包括支援センター)	令和8年度～令和11年度	150, 343千円に物価変動等に による増減額を加算した範囲 内
浦安駅前地域包括支援センター運営 費 (中央地域包括支援センター)	令和8年度～令和11年度	97, 065千円に物価変動等に による増減額を加算した範囲 内
こども福祉システム標準化対応 (こ ども課)	令和8年度～令和9年度	8, 800千円
新浦安こども・青少年プラザ運営業 務 (児童センター・青少年課・こど も家庭支援センター)	令和8年度～令和11年度	292, 579千円
がん検診受診券作成等業務 (健康増 進課)	令和8年度～令和9年度	6, 733千円
脱炭素推進事業検討業務委託 (環境 保全課)	令和8年度～令和9年度	8, 500千円
廃棄物処理施設モニタリング事業 (クリーンセンター)	令和8年度～令和12年度	14, 883千円に物価変動等に による増減額を加算した範囲 内
クリーンセンター再整備準備事業 (クリーンセンター)	令和8年度～令和9年度	7, 073千円
焼却残渣処分経費 (クリーンセン ター)	令和8年度～令和9年度	282, 073千円
舗装及び標識保全工事費 (道路整備 課)	令和8年度～令和9年度	96, 537千円
堀江第2排水機場2号エンジンポン プ分解整備工事 (道路整備課)	令和8年度～令和9年度	87, 972千円
公園植栽管理業務 (みどり公園課)	令和8年度～令和9年度	259, 276千円

事 項	期 間	限 度 額
緑地緑道植栽管理業務（みどり公園課）	令和8年度～令和9年度	46,200千円
学校・地域文化クラブ企画運営業務（教育政策課）	令和8年度～令和10年度	23,683千円
児童・生徒健康診断経費（保健体育安全課）	令和8年度～令和9年度	20,079千円
学校部活動地域展開運営業務（保健体育安全課）	令和8年度～令和10年度	23,749千円
浦安小学校校舎改修工事設計業務委託（教育施設課）	令和8年度～令和9年度	25,199千円
高洲小学校校舎等改修工事設計業務委託（教育施設課）	令和8年度～令和9年度	25,199千円
日の出南小学校校舎等改修工事設計業務委託（教育施設課）	令和8年度～令和9年度	25,199千円
千鳥学校給食センタ一次期事業支援業務（保健体育安全課）	令和8年度～令和9年度	19,800千円
千鳥学校給食センター運営維持管理事業（千鳥学校給食センター）	令和8年度～令和9年度	1,115,596千円

第4表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
防災行政用無線システムデジタル化整備事業（危機管理課）	336,100			
集合事務所改修事業（財産管理課）	704,100			
美浜三丁目自治会集会所建替事業（地域振興課）	58,000			
富士見三丁目自治会集会所建替事業（地域振興課）	75,800			
自治会集会所照明器具LED化改修事業（地域振興課）	71,200			
M3イズミクラブ会館建設事業（高齢者福祉課）	54,900			
老人クラブ会館照明器具LED化改修事業（高齢者福祉課）	28,800			
（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業（こども課）	6,700			政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えができる。
今川地区保育園建設事業（保育幼稚園課）	618,500			
放課後うらっこクラブ照明器具LED化改修等事業（青少年課）	139,800			
道路照明施設更新事業（道路政策管理課）	456,800	普通貸借 又は	年 4.0%	
幹線道路液状化対策事業（道路整備課）	115,600	証券発行	以内	
新浦安駅北口バスベイ整備事業（道路整備課）	9,800			
無電柱化事業（道路整備課）	81,000			
交通バリアフリー道路特定事業（道路整備課）	53,700			
橋りょう長寿命化修繕及び耐震補強事業（道路整備課）	193,000			
舞浜地区雨水貯留管整備事業（道路整備課）	94,500			
港地区海岸沿い緑道整備事業（みどり公園課）	101,200			
（仮称）消防署舞浜出張所整備事業（消防本部総務課）	707,400			
非常備用消防ポンプ自動車購入（消防本部総務課）	19,400			
消防ポンプ自動車購入（消防本部警防課）	40,500			
各小学校エアコン更新事業（教育施設課）	223,200			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
メディアセンター整備事業（教育施設課）	509,200			政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えができる。
小学校安全対策事業（教育施設課）	36,200			
小学校改修事業（教育施設課）	93,000			
中学校安全対策事業（教育施設課）	63,200			
舞浜地区公民館整備事業（生涯学習課）	616,500	普通貸借	年	
（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業（生涯学習課）	142,100	又は	4.0%	
当代島公民館改修事業（当代島公民館）	134,300	証券発行	以内	
総合体育館・屋内水泳プール改修事業（市民スポーツ課）	71,900			
屋外体育施設照明LED化更新事業（市民スポーツ課）	55,700			
運動公園内施設改修事業（市民スポーツ課）	156,100			

議案第10号

令和8年度浦安市国民健康保険特別会計予算

令和8年度浦安市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,138,000千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
5 国民健康保険税		3,112,330
	5 国民健康保険税	3,112,330
10 使用料及び手数料		40
	5 手数料	40
25 県支出金		7,622,650
	10 県負担金・補助金	7,622,650
35 財産収入		10
	5 財産運用収入	10
40 繰入金		1,355,210
	5 一般会計繰入金	1,355,210
45 繰越金		10,000
	5 繰越金	10,000
50 諸収入		37,760
	5 延滞金、加算金及び過料	28,010
	10 市預金利子	1,223
	15 雜入	8,527
歳 入	合 計	12,138,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
5 総務費		268,110
	5 総務管理費	213,795
	10 徴稅費	53,079
	15 運営協議会費	290
	20 趣旨普及費	946
10 保険給付費		7,506,070
	5 療養諸費	6,507,147
	10 高額療養費	962,300
	15 移送費	10
	20 出産育児諸費	30,013
	25 葬祭諸費	6,600
18 国民健康保険事業費納付 金		4,182,420
	5 医療給付費分	2,696,781
	10 後期高齢者支援金等分	1,011,551
	15 介護納付金分	378,615
	20 子ども・子育て支援納付 金分	95,473
26 保健事業費		144,160
	6 保健事業費	19,348
	10 特定健康診査等事業費	124,812

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
30 基金積立金		20
	5 基金積立金	20
35 公債費		10
	5 一般公債費	10
40 諸支出金		27,210
	5 債還金及び還付加算金	27,210
45 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出	合 計	12,138,000

議案第11号

令和8年度浦安市墓地公園事業特別会計予算

令和8年度浦安市の墓地公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ443,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
5 使用料及び手数料		232,940
	5 使用料	232,899
	10 手数料	41
7 財産収入		4,700
	5 財産運用収入	4,700
10 繰入金		197,550
	5 一般会計繰入金	96,409
	10 墓地公園事業基金繰入金	101,141
15 繰越金		100
	5 繰越金	100
20 諸収入		7,710
	5 市預金利子	500
	10 雜入	7,210
歳 入	合 計	443,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
5 総務費		183, 180
	5 総務管理費	183, 180
10 墓地公園事業費		258, 820
	5 墓地公園事業費	258, 820
20 予備費		1, 000
	5 予備費	1, 000
歳 出	合 計	443, 000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
墓地公園指定管理料（環境衛生課）	令和8年度～令和13年度	807,141千円に物価変動等による増減額を加算した額の範囲内

議案第12号

令和8年度浦安市介護保険特別会計予算

令和8年度浦安市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,873,000千円と定める。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,267,000千円と定める。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 保険事業勘定債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

第1表 保険事業勘定歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
5 介護保険料		2,233,980
	5 介護保険料	2,233,980
15 国庫支出金		1,603,590
	5 国庫負担金	1,477,850
	10 国庫補助金	125,740
20 県支出金		1,216,320
	5 県負担金	1,160,930
	15 県補助金	55,390
25 支払基金交付金		2,299,290
	5 支払基金交付金	2,299,290
27 財産収入		14,950
	5 財産運用収入	14,950
30 繰入金		1,502,320
	5 一般会計繰入金	1,396,230
	10 基金繰入金	106,090
35 繰越金		1,000
	5 繰越金	1,000
45 諸収入		1,550
	5 延滞金、加算金及び過料	10
	10 市預金利子	1,200
	15 雜入	340
歳 入	合 計	8,873,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
5 総務費		269,090
	5 総務管理費	161,628
	10 徴収費	8,758
	15 介護認定審査会費	16,950
	20 介護認定調査費	80,471
	25 趣旨普及費	594
	30 介護保険運営協議会費	689
10 保険給付費		8,119,360
	5 介護サービス等諸費	8,119,360
20 地域支援事業費		422,850
	7 介護予防・生活支援サービス事業費	366,790
	8 一般介護予防事業費	17,550
	10 包括的支援事業・任意事業費	38,510
25 基金積立金		14,950
	5 基金積立金	14,950
35 諸支出金		44,750
	5 償還金及び還付加算金	2,500
	10 繰出金	42,250
40 予備費		2,000
	5 予備費	2,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
歳 出	合 計	8,873,000

第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
5 サービス収入		721,180
	5 介護給付費収入	525,069
	10 予防給付費収入	2,973
	12 介護予防・日常生活支援 総合事業費収入	5,226
	15 自己負担金収入	187,912
10 繰入金		545,300
	5 一般会計繰入金	545,300
15 繰越金		500
	5 繰越金	500
20 諸収入		20
	5 市預金利子	20
歳 入	合 計	1,267,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
5 総務費		40,340
	5 施設管理費	40,340
10 事業費		1,143,880
	5 居宅サービス事業費	387,205
	7 介護予防・日常生活支援 総合事業費	7,152
	10 施設介護サービス事業費	749,306
	15 居宅介護支援事業費	217
15 公債費		81,780
	5 公債費	81,780
20 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出	合 計	1,267,000

第3表 保険事業勘定債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
富岡地域包括支援センター運営費 (中央地域包括支援センター)	令和8年度～令和11年度	45,000千円に物価変動等による増減額を加算した額の範囲内
浦安駅前地域包括支援センター運営費 (中央地域包括支援センター)	令和8年度～令和11年度	45,000千円に物価変動等による増減額を加算した額の範囲内

議案第13号

令和8年度浦安市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度浦安市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,849,000千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
5 後期高齢者医療保険料		2,496,790
	5 後期高齢者医療保険料	2,496,790
10 使用料及び手数料		10
	5 手数料	10
15 繰入金		329,800
	5 一般会計繰入金	329,800
20 繰越金		10,000
	5 繰越金	10,000
25 諸収入		12,400
	5 延滞金、加算金及び過料	200
	10 償還金及び還付加算金	4,320
	15 預金利子	600
	20 雜入	7,280
歳 入	合 計	2,849,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
5 総務費		89,620
	5 総務管理費	38,422
	10 徴収費	51,198
10 後期高齢者医療広域連合 納付金		2,754,060
	5 後期高齢者医療広域連合 納付金	2,754,060
15 諸支出金		4,320
	5 償還金及び還付加算金	4,320
20 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出	合 計	2,849,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者システム標準化移行経費 (国保年金課)	令和8年度～令和9年度	46,960千円

議案第14号

令和8年度浦安市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度浦安市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	173,981 人
(2) 年間有収水量	24,389,300 m ³
(3) 主要な建設改良事業	
下水道ストックマネジメント推進事業	108,571 千円
舞浜ポンプ場整備事業	65,132 千円
高洲ポンプ場改修事業	20,570 千円
堀江街区防災避難路整備事業	27,819 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,269,000 千円
第1項 営業収益		2,969,380 千円
第2項 営業外収益		1,146,610 千円
第3項 特別利益		153,010 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		4,269,000 千円
第1項 営業費用		4,124,105 千円
第2項 営業外費用		131,795 千円
第3項 特別損失		100 千円
第4項 予備費		13,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額628,000千円は、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額81,827千円、過年度分の損益勘定留保資金304,455千円及び当年度分の損益勘定留保資金241,718千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	931,000 千円
第1項 企業債	780,000 千円
第2項 他会計出資金	121,060 千円
第5項 国庫補助金	29,940 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,559,000 千円
第1項 建設改良費	931,252 千円
第3項 企業債償還金	627,248 千円
第6項 予備費	500 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	舞浜ボ ンブ場 整備事 業	217,107 千円	令和8年度	65,132 千円
				令和9年度	151,975 千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公営企業会計支援及び消費税確定申告業務委託	令和8年度～令和11年度	4,620 千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
流域下水道事業債	617,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年 4.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
管路改良事業債	115,900千円			
ポンプ場建設改良事業債	47,100千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 98,973千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額

は、10,200千円である。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

議案第15号

浦安市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
の制定について

浦安市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のよ
うに制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により子ども・子育て支援法
が改正されたことに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め
るため、制定するものである。

浦安市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条－第33条）

第3章 雜則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「法定代理受領」とは、法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、法第59条各号に掲げる事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等

支援給付認定子どもの養育環境並びに他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるもの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便

宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前条第1項の規定により特定乳児等通園支援費用基準額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定により保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に運営等の改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもとの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならぬ。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもとの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正の行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の

種類、支払を求める理由及びその額

- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に

供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもの差別的取扱いの禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、法第59条各号に掲げる事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

（情報の提供等）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはな

らない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に掲げる事業をいう。）その他の同条各号に掲げる事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他

の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの家族等及び市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をそ

の他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による提供した特定乳児等通園支援に係る必要な事項の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条

において「記載事項」という。) を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成するものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項各号列記以外の部分前段中「の交付又は提出」とあり、及び「に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、同項各号列記以外の部分後段中「を交付し、又は提出した」とあるのは「による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項本文中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例の制定
について

浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

こども・青少年プラザを設置するため、制定するものである。

浦安市こども・青少年プラザの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市は、就学前までの子どもとその保護者及び青少年が気軽に訪れ、交流や遊び、学習などの活動をすることができる場及び日常的に相談をすることができる場を提供することにより、就学前までの子どもや青少年の健全な発達及び子育て支援に資するため、浦安市こども・青少年プラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浦安市新浦安こども・青少年プラザ	浦安市入船一丁目2番1号

(開館時間及び休館日)

第3条 プラザの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(専用使用の承認等)

第4条 プラザの施設を専用で使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認をする場合において、プラザの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(専用使用の不承認)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしないことができる。

(1) その使用が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その使用が、プラザの設置の目的に反すると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(4) その他プラザの管理上支障があると認められるとき。

(専用使用の承認の取消し等)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により承認を受けた者（以下「専用使用

者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 第4条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 前条各号に規定する事由が生じたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 専用使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第8条 プラザの施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、プラザの使用を終了したとき、又は第6条の規定により承認が取り消され、又はその使用が制限され、若しくは停止されたときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、施設等を毀損し、破損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(意見聴取)

第10条 市長は、第4条第1項の承認又は第6条の取消し、使用の制限若しくは停止をしようとする場合において、必要があると認めるときは、第5条第3号に該当する事由の有無について、千葉県浦安警察署の意見を聞くことができる。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第17号

浦安市一般廃棄物処理施設整備基金条例の制定について

浦安市一般廃棄物処理施設整備基金条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

一般廃棄物処理施設整備基金を設置するため、制定するものである。

浦安市一般廃棄物処理施設整備基金条例

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設の建設、解体その他の整備のため、浦安市一般廃棄物処理施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、一般廃棄物処理施設の建設、解体その他の整備の財源に充てるときに限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

浦安市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

行政手続法の改正に準じ、聴聞の通知及び続行期日の指定並びに弁明の機会の付与について公示の方法を改めるとともに、その他所要の改正を行うものである。

浦安市行政手続条例の一部を改正する条例

浦安市行政手続条例（平成8年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項後段中「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条前段中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同条後段中「、「同項第3号」を「、同条第4項中「第1項第3号」に、「同項第3号」」を「第28条第1項第3号」」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の浦安市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第19号

浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

一般職職員の通勤手当の上限額の算定方法及びその額を見直し、並びに新たに駐車場等に係る通勤手当を支給することとともに、その他所要の改正を行うものである。

浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

浦安市一般職職員の給与に関する条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第1項第2号中「ため自転車」を「ため自動車」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第8条の4第2項第1号本文中「規則」を「支給単位期間につき、規則」に、「支給対象期間」を「支給単位期間」に、「。」を「」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「自転車等の片道の使用距離に応じて2,000円以上38,760円の範囲内において」を「支給単位期間につき、67,200円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて」に、「1か月」を「支給単位期間」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

第8条の4第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

浦安市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

自転車利用者の自転車の安全利用に関する責務の規定を改めるとともに、その他所要の改正を行うものである。

浦安市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例

浦安市自転車の安全利用に関する条例（平成21年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「及び第13条」を削り、同項を同条第8項とし、同条第5項中「（6歳未満の者をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 自転車利用者は、交通事故を起こしたときは、法令の規定に従い、負傷者を救護するとともに、直ちに警察官に報告しなければならない。

第3条第2項各号列記以外の部分中「次に」を「特に次に」に、「を励行することにより、歩行者の安全を確保するよう」を「が法令で遵守しなければならないとされていることに留意して、自転車の安全利用に」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 車道通行及び車道の左側通行を原則とすること。
- (2) 歩道を通行することができる場合に歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行すること。また、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止すること。
- (3) 交差点では、信号及び一時停止の標識に従い、安全を確認すること。
- (4) 交差点に入ろうとするとき及び交差点内を通行するときは、必要に応じ徐行するなど、歩行者や車両に注意して運転すること。
- (5) 他の自転車と並進しないこと。
- (6) 夜間は、前照灯をつけ、歩行者及び車両から認識しやすいようにすること。
- (7) 幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）を幼児用座席に乗車させる場合など法令で認められる場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。
- (8) ブレーキを備えていない、又はブレーキの性能が不良である自転車で走行しないこと。
- (9) 乗車用ヘルメットをかぶるよう努めること。
- (10) 酒気を帯びて運転しないこと。

- (11) 自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該自転車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転すること。
- (12) 携帯電話用装置等を手で保持して通話し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しながら運転しないこと。
- (13) 傘を差し、手に物を持ち、物をかつぐなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
- (14) イヤホン又はヘッドホンの使用による周囲の音が十分に聞こえないような状態で運転しないこと。
- (15) 他の車両の通行を妨害する目的で、急ブレーキや急な割込み、幅寄せ、蛇行運転等の道路における交通の危険を生じさせるおそれのある行為をしないこと。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 自転車利用者は、自転車の安全利用に必要な知識の習得に努めなければならない。

第13条中「児童及び幼児の」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第21号

浦安市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

印鑑登録証明書の交付申請について、本人確認書類の提示により本人であることを確認することができる場合に印鑑登録証の添付を省略することができる」とするため、所要の改正を行うものである。

浦安市印鑑条例の一部を改正する条例

浦安市印鑑条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、登録者が自ら申請する場合であつて、第4条第4項第1号に規定する書類の提示により、当該申請をする者が本人であることを市長が確認することができるときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。

第15条第2項中「印鑑登録証を提出して」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第22号

浦安市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

チャレンジショップ利用審査委員会を廃止するため、所要の改正を行うものである。

浦安市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浦安市附属機関の設置等に関する条例（令和4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長の項浦安市チャレンジショップ利用審査委員会の目を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表チャレンジショップ利用審査委員会の項を削る。

議案第23号

浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に準じ、本市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改めるため、改正を行うものである。

浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健 康診断又は臨時の健康診断

第24条第2項各号列記以外の部分中「修了した保育士」の次に「若しくは千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加える。

第30条第1項各号列記以外の部分本文及び第2項各号列記以外の部分、第32条第1項各号列記以外の部分本文及び第2項各号列記以外の部分、第45条第1項各号列記以外の部分本文及び第2項各号列記以外の部分本文並びに第48条第1項各号列記以外の部分本文及び第2項各号列記以外の部分中「保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号

浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に準じ、本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改めるため、改正を行うものである。

浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第25号

浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の改正に準じ、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を改めるため、改正を行うものである。

浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和7年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第23条中「保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第26号

浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省
令第63号）の改正に準じ、本市における放課後児童健全育成事業の設備及び運
営に関する基準を改めるため、改正を行うものである。

浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例

浦安市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成26年条例第20号) の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定
保育士」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第27号

浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

地方税法の改正に伴い新たに子ども・子育て支援納付金に係る国民健康保険税の課税額の規定を定め、並びに国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を定めるとともに、その他所要の改正を行うものである。

浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

浦安市国民健康保険税条例（昭和26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項本文中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.22を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2,100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の浦安市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（子ども・子育て支援納付金課税額の限度額の見直し）

3 市は、子ども・子育て支援納付金課税額の限度額について、この条例の施行の日までに、地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の4第37項の規定により政令で定められる限度額を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

（子ども・子育て支援納付金課税額の減額の見直し）

4 市は、子ども・子育て支援納付金課税額の減額について、この条例の施行の日までに、地方税法第703条の5の規定により政令で定められる基準を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

議案第28号

浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

コミュニティ住宅に入居することができる者に、市が施行する密集市街地の
住環境の改善、防災機能の向上等に資する事業の施行に伴い住宅を失った者等
を加えるため、所要の改正を行うものである。

浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 次に掲げる者で、市が施行する密集市街地（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第1号に規定する密集市街地をいう。）の住環境の改善、防災機能の向上等に資する事業のうち、規則で定めるもの（以下「住環境改善等事業」という。）の施行に伴い住宅を失つたもの。ただし、当該住宅の所有者及びこれに準ずる者として市長が特に認める者に限る。

ア 当該住環境改善等事業の施行に伴い市から買取りの申出があつた土地に存する住宅に、当該買取りの申出があつた日（以下「申出の日」という。）から引き続き居住していた者。ただし、申出の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。

イ アただし書に該当する者及び申出の日後にア本文に規定する住宅に居住するに至つた者。ただし、規則で定めるところにより市長が承認した者に限る。

ウ 申出の日後にア又はイに該当する者と同一の世帯に属するに至つた者

(4) 前号ア、イ又はウに該当する者で申出の日後に災害により前号ア本文に規定する住宅を失つたもの

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

議案第29号

浦安市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定めるとともに、その他所要の改正を行うものである。

浦安市火災予防条例の一部を改正する条例

浦安市火災予防条例（昭和56年条例第98号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバーナー型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用することができる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加え

る。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第30号

契約の締結について

今川地区保育園建築工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 今川地区保育園建築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 677,490,000円 |
| 4 契約の相手方 | 市原市白金町4丁目57番地
進和建設株式会社
代表取締役 伊藤 浩 |

提案理由

今川地区保育園建築工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。

議案第31号

契約の締結について

今川地区保育園機械設備工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

1 契約の目的 今川地区保育園機械設備工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 211,200,000円

4 契約の相手方 浦安市北栄二丁目13番7号
株式会社光設備

代表取締役 篠原光邦

提案理由

今川地区保育園機械設備工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。

議案第32号

契約の締結について

シンボルロード外街路灯更新工事（第3工区）の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | シンボルロード外街路灯更新工事（第3工区） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 495,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 浦安市猫実三丁目18番24号
株式会社ウラデン
代表取締役 朝生 勇 |

提案理由

シンボルロード外街路灯更新工事（第3工区）を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。

議案第33号

契約の締結について

東小学校・舞浜小学校普通教室等空調設備改修工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 東小学校・舞浜小学校普通教室等空調設備改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 267,300,000円 |
| 4 契約の相手方 | 浦安市堀江西四丁目4番26号
袖浦設備工業株式会社
代表取締役 渡邊 勝 |

提案理由

東小学校・舞浜小学校普通教室等空調設備改修工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。

議案第34号

市道路線の認定について

浦安市道の路線を別紙のように認定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

市道路線の認定を行うため、道路法第8条第2項の規定により、議決を求めるものである。

路 線 名	起 点	終 点	延 長
市道第 2－159号線	堀江三丁目118番地先	堀江三丁目122番地先	59. 6m
市道第 2－160号線	猫実四丁目644番 3 地先	猫実四丁目644番 3 地先	113. 9m
市道第 8－72号線	舞浜54番地先	舞浜55番地先	330. 2m